

市民税県民税の申告

平成29年度の市民税県民税(個人住民税)の申告を受け付けています。締め切りは3月15日です。申告が必要な人は忘れずに手続きをしましょう。なお、地区別の受付会場や記入方法などの詳しい内容は、本誌1月15日号と同時配布した「平成29年度市民税県民税申告のお知らせ」に掲載しています。

■問い合わせ先 市民税課市民税第二・第三係 (☎ 40・7025, 40・7026)

対象者限定の期間前申告

申告期間中の混雑を緩和して待ち時間の短縮を図るため、次に当たはまる人については、申告期間前の2月10日まで(土・日曜日を除く)、市役所(上白銀町)新庁舎4階申告会場で申告を受け付けします。

○収入が給与収入または年金収入のみの人で、各種控除を受けようとする人

○収入がなかった人や遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

本申告

2月13日から3月15日まで(土・日曜日を除く)、市役所(上白銀町)新庁舎4階申告会場で申告を受け付けします。

○営業等、農業、不動産収入があるなど、期間前申告の対象とならない人や、対象となるが2月10日までに申告ができない人

申告スケジュール

対象地区	期間(土・日曜日を除く)	受付時間	受付会場
全地区(期間前<対象者限定>)	1月31日(火)~2月10日(金)	午前8時半~午後4時	市役所新庁舎4階申告会場
本庁地区	2月13日(月)~3月15日(水)	午前8時半~午後4時	
相馬地区	2月15日(水)~2月21日(火)	午前9時~午後4時	相馬総合支所(五所字野沢)1階多目的室
岩木地区	2月22日(水)~3月15日(水)	午前9時~午後4時	岩木総合支所(賀田1丁目)1階多目的室

※「全地区」、「本庁地区」、「岩木地区」の受付会場を昨年から変更しています。

所得税の確定申告

市でも所得税の確定申告を受け付けしますが、①青色申告、②株式などの譲渡に関する申告、③住宅借入金等特別控除の1年目の申告、④準確定申告(死亡した人の確定申告など)、⑤平成27年分以前の確定申告、⑥災害関係の雑損控除の申告は、市では受け付けていません。下記の市立観光館での申告相談をお願いします。

弘前税務署からのお知らせ

【所得税・消費税確定申告書作成会場の開設】

△とき 2月10日~3月15日(土・日曜日を除く)、午前9時~午後4時

△ところ 市立観光館(下白銀町)1階多目的ホール

※来場の際は、公共交通機関の利用を。市立観光館駐車場を利用して、無料駐車券の発行はしませんので、ご了承ください。なお、2月9日までは弘前税務署で対応しますが、混雑が予想されますので、市立観光館での上記開設期間のご利用を。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門(本町、☎ 32・0331、自動音声により案内しますので、案内に従って番号を選択してください)

※町会指定をしていますので、できるだけ指定された期間においてください。

市政に対する提案や意見を市長と話し合ってみませんか?

子どもたちのためにこんな取り組みをしたらどうかな?

身边にこんな問題があるけど、こうしたら解決できるかも!

市長車座ミーティング 申し込み募集中!



皆さんのご意見やご提案、お聞かせください!!

※申込書は同課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ・申込先 広聴広報課(〒036・8551、上白銀町1の1、☎ 35・1194、ファックス35・0080、Eメールkochokoho@city.hirosaki.lg.jp)

もしものために登録を

「避難行動要支援者名簿」を作成しています

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で特に支援を必要とする高齢者や障がい者などを「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

△対象 市内に住む在宅の人で、次の条件に該当し、避難に手助けを必要とする人(長期間施設に入所している人や病院に入院している人を除く)

①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人(同じ世帯の他の人が75歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む)

②身体障害者手帳1~3級を持っている人

③愛護手帳(療育手帳)の「A判定」を持っている人

④精神保健福祉手帳1・2級を持っている人

⑤要介護の区分が、要介護3~5の人

⑥そのほか、避難行動に支援を必要とする人(難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる人など)

※昨年登録した人は登録不要です。

△申請方法 避難行動要支援者名簿への新規登録を受け付けます。登録を希望する人は名簿登録申請書に必要事項を記入の上、福祉政策課または介護福祉課(いずれも市役所本館2階)へ郵送または持参してください。申請書は福祉政策課で配布しているほか、市ホームページに様式を掲載しています。なお、代理人による提出、郵送も受け付けます。また、民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

△市から名簿を提供する団体

①弘前市消防本部

②弘前警察署

③避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童委員

④弘前市社会福祉協議会

⑤避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織

※④・⑤は団体が希望した場合のみ。

■問い合わせ・申請先 福祉政策課総務係(〒036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7037)／介護福祉課高齢福祉係(☎ 40・7114)